

第1号（個人に関する情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
1 戸籍的事項に関する情報		氏名、性別、生年月日、年齢、住所、出生地、国籍、本籍、世帯主との続柄、父母、兄弟等の親族関係、婚姻歴、離婚歴、成年後見・被後見、死亡など
2 思想、信条等に関する情報	(1) 思想、信条及び宗教に関する情報	思想、信条、主義、主張、支持政党、政治団体名、宗教名、宗派名、信者名簿など
	(2) 人種及び民族に関する情報	人種、民族など
	(3) 犯罪歴に関する情報	犯罪歴など
	(4) 社会的差別の原因となる社会的身分に関する情報	不当な差別の原因となる出生・職業・階層など
3 経歴、能力に関する情報	(1) 学業、学歴等に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学・停学等、学業成績、生徒会活動・クラブ活動等の課外活動など
	(2) 職業、職歴に関する情報	会社名、事業名、職種、地位、就職・退職年度、在職期間、昇格降格・配置転換等、職務実績・評価、職務上の資格、解雇・停職等の処分など
	(3) 賞罰等に関する情報	賞罰の経歴、犯罪・違反・補導歴、更生施設・社会福祉施設等への入所歴など
4 収入、資産等に関する情報		収入（給与所得・譲渡所得等の所得金額、補償金等の収入金額）、資産の内容（不動産・動産の種類・評価等、債権・債務の内容等）、納税額等、取引状況、公的扶助の受給の有無など
5 心身に関する情報	(1) 傷病等に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病等の原因など
	(2) 検査、診療等に関する情報	検診結果、検査名、検査の結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法（投薬の有無・内容、通院・入院の別等）など
	(3) 心身障害等に関する情報	知的障害の有無・程度、身体障害の有無、障害の部位程度など
	(4) その他心身に関する情報	健康状態、血液型、体格、体力、運動能力など
6 個人の生活に関する情報	(1) 家庭状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭、里親・里子の事実など
	(2) 居住状況に関する情報	住居の間取り、持家・借家の別、同居人数、居住期間など
7 その他個人に関する情報	(1) 社会的活動に関する情報	各種団体加入の有無、各種行事・運動等への参加など
	(2) その他個人に関する情報	相談内容、苦情・要望等の内容、趣味、し好、電話番号、ファクス番号、氏名の特定できるEメールアドレス、印影など

第1号（個人に関する情報ただし書）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示		
		該当する情報の例示	記載内容	根拠法令
1 ただし書 ア 何人でも法令の規定により閲覧することができるものとされている情報 ※閲覧を利害関係人等にのみ認めているもの及び法令の規定では何人とも現に制限されているものは含まない。	(1)公証に関する情報	商業登記簿に記録された情報	商号、商号使用者の氏名・住所資本の額、目的など	商業登記法第10条、11条
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在・地目・地積、登記権利者の氏名・住所、登記原因 建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所、登記原因など	不動産登記法第119条
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名、型式、使用の本拠の位置など	道路運送車両法第22条
		著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作者等の氏名・国籍など	著作権法第78条、88条、104条
		その他公証に関し、何人でも閲覧することができるものとされている情報		
	(2)資格に関する情報	海事代理士名簿に記録された情報	海事代理士の氏名、生年月日など	海事代理士法第14条
		その他資格に関し、何人でも閲覧することができるものとされている情報		
	(3)その他	選挙運動費用収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄付した者の氏名・住所・職業、寄付金額など	公職選挙法第192条
		建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要など	建築基準法第93条の2
		開発登記簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名、予定建築物等の用途など	都市計画法第47条
その他何人でも閲覧することができるものとされている情報				
2 ただし書 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可申請書			
3 ただし書 ウ 公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分	市職員の人事異動一覧（発令後） 附属機関等の委員名簿 公務員が職務の遂行として行った情報のうち職、氏名及び職務遂行の内容			

第2号（法人等に関する情報）

大分類	中分類	小分類	情報の具体的内容の例示
1 生産技術に関する情報	(1)製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	ア原材料の種類・調合の割合等に関する情報	原材料の種類・組成、その使用量・割合、その保管方法など
		イ製造・加工に用いる機械・設備等に関する情報	機械・設備等の機種・台数・規模・能力など
		ウ機械・設備の利用技術その他の製造・加工の工程に関する情報	生産工程における機械・設備等の配列・利用技術など
		エその他製造・加工の過程に関する情報	生産工程の管理、製品の品質管理など
	(2)建築土木その他の工事等に係る技術上のノウハウ等に関する情報	ア 建築等に用いる資材等に関する情報	資材の種類・組成・寸法・加工など
		イ建築等の設計に関する情報	設計図等に表示された設計者等の考案・工夫等、設計に用いる係数・計算式等、設計に用いる機械等の機種・利用技術など
		ウ工法その他建築等の施工に関する情報	建築等の施工に用いる機械・設備等の種類・台数・規模・能力・利用技術など
		エその他建築土木工事等に関する情報	
	(3)生産活動等の内容に関する情報	ア生産品目・生産量・出荷額等に関する情報	生産品目・生産量・出荷額等、原材料の種類・使用量など
		イその他生産活動等の内容に関する情報	工場等の配置図、施設・設備の規模・構造・配置・性能、機械・設備等の稼働時間、施設からの排出物の種類・量など
	(4)生産活動等の計画・方針等に関する情報	ア新製品に係る情報その他生産品目に係る計画・方針等に関する情報	新製品の性能・仕様、その開発の程度、その生産工程・量産開始時期、新製品その他の生産品目の生産計画など
		イ原材料の仕入れ、製品の生産、出荷等に係る計画等に関する情報	原材料の仕入れに係る計画、仕入先との折衝、生産計画・出荷予定など
		ウ施設・機械等の更新・新設等に係る計画等に関する情報	新設等に係る機械・設備等の機種・台数・規模・能力、新設等の時期・経費など
		エその他生産活動等に係る計画・方針の内容が明らかになる情報	従業員の配置転換計画・研修計画など
	(5)その他生産技術に関する情報		コンピュータ等による情報処理等に係る技術上のノウハウ、生産工程での事故・故障等の発生など

2 営業活動に関する情報	(1)販売活動その他の営業活動の内容に関する情報	ア販売高・契約内容等に関する情報	販売実績・契約実績・契約内容など
		イ取引先・契約内容等に関する情報	取引先・得意先等の名称・取引の内容・実績・納品状況、法人間の提携・下請・社員の相互交流など
		ウ販売方法その他営業上のノウハウに関する情報	顧客との折衝等営業活動の実情、商品の陳列方法・宣伝方法など
		エ原価その他販売単価等の積算等に関する情報	販売単価等の基礎となる原価等の額・内訳、利益の額など
		オその他営業活動の内容が明らかになる情報	受注経路、受注単価など
	(2)販売活動その他営業活動の計画・方針等に関する情報	ア販売計画・事業計画・営業方針その他営業活動の計画等に関する情報	販売計画・販売高の見込額・目標額等、受注計画・交渉の計画・方針等、事業の将来展望・経営方針など
		イ店舗・営業所等の拡張・新設等に関する情報	売場面積の拡張・店舗の改装等既存施の更新、営業所・事務所・支店等の新設移転等に係る店舗・営業所・事務所等の規模など
		ウ資金調達計画、投資計画等に関する情報	資金調達の予定額・調達方法、投資予定額・投資対象など
		エその他営業活動の計画・方針等に関する情報	販売員の研修方針、営業要員の配置転換計画など
		(3)その他営業活動に関する情報	代表者印など
3 信用に関する情報	(1)借入金その他の債務の内容に関する情報	借入金の額、借り入れの相手方、借り入れの条件、借入金の返済計画、借入金の返済状況など	
	(2)人的・物的担保の内容・評価等に関する情報	債務を保証している個人名、法人名、担保に供している物件の内容・評価など	
	(3)経営状態・資産内容その他借入金返済能力に関する情報	経営状態、売掛金、その他債権の額・内容、担保に供することができる資産の内容など	
	(4)その他信用に関する情報		
4 人事・経理等組織運営に関する情報	(1)法人等の人事に関する情報	ア社員の採用・数・配置等に関する情報	採用計画、応募状況、採用状況、社員数、社員の配置状況、人事異動の計画、実施状況など
		イ社員の給与その他の労働条件に関する情報	社員の給与体系、給与・報酬・手当等の支給額時間外勤務の実施状況その他社員の勤務時間など
		ウその他法人等の人事に関する情報	
	(2)法人等の経理に関する情報	ア法人等の金銭の出納に関する情報	
		イ金銭出納の経理上の処理に関する情報	
		ウその他法人等の経理に関する情報	
	(3) その他法人内部に関する情報		

第2号（法人等に関する情報で、ア、イに該当しない情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示		
		該当する情報の例示	記載内容	根拠法令
<p>1 何人でも法令の規定により閲覧することができるものとされている情報</p> <p>※閲覧を利害関係人等にも認められているもの及び法令の規定では何人とされていても現に制限されているものは含まない。</p>	(1)公証に関するもの	商業登記簿に記録された情報	商号、商号使用者の氏名・住所、資本の額、目的など	商業登記法第10、11条
		土地登記簿・建物登記簿に記録された情報	土地の所在・地目・地積、登記権利者の名称・氏名・住所、登記原因など 建物の所在・種類・構造・床面積、登記権利者の氏名・住所・登記原因など	不動産登記法第119条
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の名称・氏名、車名、型式、使用の本拠の位置など	道路運送車両法第22条
		漁船原簿に登録された情報	所有者の名称・氏名、船名、総トン数など	漁船法第21条
		特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容等、特許権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	特許法第186条
		意匠原簿等に記録された情報	登録意匠の内容等、意匠権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	意匠法第63条
		実用新案原簿等に記録された情報	登録実用新案の名称・内容、実用新案権の設定・移転等、専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転など	実用新案法第55条
		著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号・実演等の名称、著作権の移転、出版権等の設定・移転など	著作権法第78条、88条、104条
		その他公証に関して何人でも閲覧することができるものとされている情報		

(2) 取引の安全等に関するもの	不動産鑑定業者登録簿に記録された情報	名称、商号、役員氏名、不動産鑑定士の氏名、事務所の名称・所在地など	不動産の鑑定評価に関する法律第31条
	宅地建物取引業者名簿・免許の申請に関する書類に記録された情報	名称、商号、役員氏名、住所、事務所の名称・所在地など	宅地建物取引業法第10条
	建築士事務所登録原簿に記録された情報	一級・二級等の別、事務所の名称・所在地、建築士の氏名など	建築士法第23条の9
	旅行業者登録簿に記録された情報	商号、旅行業の種別、営業所の名称・所在地など	旅行業法第21条
	海事代理士名簿に記録された情報	海事代理士の氏名、生年月日、事務所の所在地など	海事代理士法第14条
	一般建設業許可申請書（添付書類を含む）に記録された情報	名称、商号、営業所の名称・所在地、資本金額、役員氏名など	建設業法第13条
	その他取引の安全に関し何人でも閲覧することができる」とされている情報		
(3) その他	工場立地調査簿に記録された情報	工場等の敷地面積・建築面積・生産数量・生産能力など（事業者の秘密に属する事項を除く。）	工場立地法第3条
	政治団体収支報告書等に記録された情報	政治団体の収支の総額・項目別金額、寄付をした者及び寄付をあっせんした者の氏名・名称など	政治資金規正法第20条、20条の2
	建築計画概要書に記録された情報	建築主の名称・氏名、建築物の概要など	建築基準法第93条の2
	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の名称・氏名、予定建築物等の用途など	都市計画法第47条
	その他何人でも閲覧することができる」とされている情報		
2 統計的処理がなされていて特定の法人等が識別されない情報		工業統計、商業統計等の集計結果など	

3 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報	(1)公表することを前提として法人等から任意に提供された情報	法人等から提供された商店街名簿、工場名簿等に記録された情報など
	(2)公表することについて当該法人等の同意のある情報	
	(3)PR等の目的で法人等が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報	社史、PR用パンフレット等に記録された情報など
	(4)その他既に公表されている情報で、公開することにより法人等の活動利益を害するおそれのないもの	弁護士名簿への登録等の公告として官報に登載された弁護士の氏名など 税理士名簿への登録等の公告として官報に登載された税理士の氏名など 下水道指定工事店の指定等に関して告示された業者の名称など

第2号（法人等に関する情報ただし書）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報		食中毒発生施設と事件の概要 工場排水の分析結果、危険物貯蔵状況等の情報のうち、これにあたるもの 開発行為許可申請書に添付された法面検討書のうち、これにあたるもの

第3号（審議等に関する情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
<p>1 未成熟な情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのあるもの</p>	<p>(1) 審議等の手続の途上において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの</p>	<p>国等の認可、審議会等への諮問などの手続上において作成し、又は取得した情報のうち、これに当たるもの</p>
	<p>(2) 審議等の手続の途上において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれのあるもの</p>	<p>市内部における審議、検討等の手続上において作成し、又は取得した情報であって、不正確な理解や誤解を与えるおそれのある計画等に関する情報のうち、基礎資料などでこれに当たるもの</p>
<p>2 公開することにより、審議等の場において自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれのあるもの</p>	<p>(1) 意見交換の内容及び経過に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要のあるもの</p>	<p>機関相互の照会・回答結果など意見交換の相手方・形式・内容・結果その他政策形成への影響等に関する情報のうち、これに当たるもの</p>
	<p>(2) 発言者、発言内容等に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要のあるもの</p>	<p>審議会会議録、会議結果報告書等に記録された情報のうち、これに当たるもの</p>
	<p>(3) 提案等の内容、処理経過に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため非公開とする必要のあるもの</p>	<p>内部検討段階での試算等、検討課題・問題点等として内部で検討された事項及びその検討経過などに関する情報のうち、これに当たるもの</p>

3 公開することにより、今後十分な資料収集に困難をきたすおそれのあるもの	意識調査、実態調査等市の機関が依頼し、非公開を条件として個人、法人等から入手した情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要のあるもの 市の機関と情報提供者との信頼関係に基づいて、個人、法人等から任意に提供された情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要のあるもの
4 その他公開することにより、審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの	

第4号（事務又は事業の執行に関する情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
<p>1 事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保するため、非公開とする必要のあるもの</p>	<p>(1)公開することにより、事務又は事業を実施する目的を失わせるおそれのあるもの</p>	<p>実施前の試験問題、採点基準、実施前の契約予定価格など</p>
	<p>(2)公開することにより、市の権利行使が損なわれるおそれのあるもの</p>	<p>訴訟その他争訟に係る市の処理方針、顧問弁護士との打合せの内容、準備書面など</p>
	<p>(3)公開することにより、同種の事務又は事業の公正又は円滑な執行を妨げるおそれのあるもの</p>	<p>立入り検査等の計画の内容（実施日時、対象地区、検査項目、検査方法など</p>
	<p>(4)公開することにより、事務又は事業の経費が著しく増大し、又はその実施時期が大幅に遅れるおそれのあるもの</p>	<p>土地の取得に係る計画の内容、土地の所在地、交渉の相手方、交渉の方針など 買収・売却予定地の市内部での評価額、購入予定品目及び数量、市内部での見積、損失補償基準など</p>
<p>2 公開することにより、反復継続される同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの</p>		<p>過去の試験問題等の情報で、出題傾向が推定されるもの 過去の契約締結等の情報で、契約予定価格等が推定されるもの 過去の損害賠償、損失補償、用地買収等の交渉経過・内容の情報のうち、これに当たるもの</p>
<p>3 その他公開することにより、事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの</p>		<p>接遇、儀礼、交際等のうち、これに当たるもの 職員の労務関係資料等のうち、これに当たるもの</p>

第5号（犯罪の予防等に関する情報）

大 分 類	小 分 類	情 報 の 具 体 的 内 容 の 例 示
公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当な理由がある情報	(1) 犯罪の捜査等の事実等に関する情報	捜査関係事項照会・回答文書など
	(2) 犯罪目標となることが予想される施設の所在その他の情報	警備委託契約の仕様書など
	(3) その他公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報	犯罪の捜査等の手段・方法に関する情報

第6号（法令秘情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示		
		根拠法令	公開できないとされている情報	具体例
1 法令の規定により、公開することができないとされている情報	(1)明文の規定をもって閲覧等が禁止されているもの	刑事訴訟法第47条	訴訟に関する書類	
		鎌倉市印鑑条例第13条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類	印鑑登録原票
		鎌倉市認可地縁団体印鑑条例第14条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類	印鑑登録原票
	(2)他目的の利用及び提供が禁止されているもの	統計法第40条第1項	統計調査に係る調査票情報	
	(3)守秘義務が課されているもの	統計法第41条	基幹統計調査等に係る調査票情報等の取扱いに従事する地方公共団体の職員等が知り得た個人又は法人その他の団体の秘密	
		消防法第4条第4項	消防職員が関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った関係者の秘密	
		地方税法第22条	地方税の調査に関する事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密	
		住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する事務に従事した者が、その事務に関して知り得た秘密	
		労働安全衛生法第104条	健康診断の実施に従事した者が、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密	
2 その他法令の趣旨、目的等から、公開することができないと明らかに認められるもの				